

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 89 条第 1 項の規定に基づき、木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を次のように定める。

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1452 号
 改正 平成 12 年 12 月 26 日 建設省告示第 2465 号
 改正 平成 19 年 11 月 27 日 国土交通省告示第 1524 号
 改正 平成 27 年 6 月 30 日 国土交通省告示第 816 号
 改正 平成 27 年 8 月 4 日 国土交通省告示第 910 号

木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件

建築基準法施行令第 89 条第 1 項に規定する木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

- 一 製材の日本農林規格(平成 19 年農林水産省告示第 1083 号)に適合する構造用製材(ただし、円柱類にあつてはすき、からまつ及びひのきに限る。)の目視等級区分によるもの その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材(以下「並列材」という。)にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には 1.25 を、その他の場合には 1.15 を乗じた数値とすることができる。

樹種	区分	等級	基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
			F_c	F_t	F_b	F_s
あかまつ	甲種構造材	一級	27.0	20.4	33.6	2.4
		二級	16.8	12.6	20.4	
		三級	11.4	9.0	14.4	
	乙種構造材	一級	27.0	16.2	26.4	
		二級	16.8	10.2	16.8	
		三級	11.4	7.2	11.4	
べいまつ	甲種構造材	一級	27.0	20.4	34.2	2.4
		二級	18.0	13.8	22.8	
		三級	13.8	10.8	17.4	
	乙種構造材	一級	27.0	16.2	27.0	
		二級	18.0	10.8	18.0	
		三級	13.8	8.4	13.8	

からまつ	甲種構造材	一級	23.4	18.0	29.4	2.1
		二級	20.4	15.6	25.8	
		三級	18.6	13.8	23.4	
	乙種構造材	一級	23.4	14.4	23.4	
		二級	20.4	12.6	20.4	
		三級	18.6	10.8	17.4	
ダフリカからまつ	甲種構造材	一級	28.8	21.6	36.0	2.1
		二級	25.2	18.6	31.2	
		三級	22.2	16.8	27.6	
	乙種構造材	一級	28.8	17.4	28.8	
		二級	25.2	15.0	25.2	
		三級	22.2	13.2	22.2	
ひば	甲種構造材	一級	28.2	21.0	34.8	2.1
		二級	27.6	21.0	34.8	
		三級	23.4	18.0	29.4	
	乙種構造材	一級	28.2	16.8	28.2	
		二級	27.6	16.8	27.6	
		三級	23.4	12.6	20.4	
ひのき	甲種構造材	一級	30.6	22.8	38.4	2.1
		二級	27.0	20.4	34.2	
		三級	23.4	17.4	28.8	
	乙種構造材	一級	30.6	18.6	30.6	
		二級	27.0	16.2	27.0	
		三級	23.4	13.8	23.4	

べいつが	甲種構造材	一級	21.0	15.6	26.4	2.1
		二級	21.0	15.6	26.4	
		三級	17.4	13.2	21.6	
	乙種構造材	一級	21.0	12.6	21.0	
		二級	21.0	12.6	21.0	
		三級	17.4	10.2	17.4	
えぞまつ及びとどまつ	甲種構造材	一級	27.0	20.4	34.2	1.8
		二級	22.8	17.4	28.2	
		三級	13.8	10.8	17.4	
	乙種構造材	一級	27.0	16.2	27.0	
		二級	22.8	13.8	22.8	
		三級	13.8	5.4	9.0	
すぎ	甲種構造材	一級	21.6	16.2	27.0	1.8
		二級	20.4	15.6	25.8	
		三級	18.0	13.8	22.2	
	乙種構造材	一級	21.6	13.2	21.6	
		二級	20.4	12.6	20.4	
		三級	18.0	10.8	18.0	

二 製材の日本農林規格に適合する構造用製材(ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。)の機械等級区分によるもの その樹種及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には 1.15 を乗じた数値とすることができる。

樹種	等級	基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
		F_c	F_t	F_b	F_s
あかまつ、べいまつ、ダフリカからまつ、べいつが、えぞまつ及びとどまつ	E70	9.6	7.2	12.0	樹種に応じ、前号の表の基準強度による。
	E90	16.8	12.6	21.0	
	E110	24.6	18.6	30.6	
	E130	31.8	24.0	39.6	
	E150	39.0	29.4	48.6	
からまつ、ひのき及びひば	E50	11.4	8.4	13.8	
	E70	18.0	13.2	22.2	
	E90	24.6	18.6	30.6	
	E110	31.2	23.4	38.4	
	E130	37.8	28.2	46.8	
	E150	44.4	33.0	55.2	
すぎ	E50	19.2	14.4	24.0	
	E70	23.4	17.4	29.4	
	E90	28.2	21.0	34.8	
	E110	32.4	24.6	40.8	
	E130	37.2	27.6	46.2	
	E150	41.4	31.2	51.6	

三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和 49 年農林省告示第 600 号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。)に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法形式が 104、203、204、304 若しくは 404 のもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が 203 若しくは 204 のもの その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の枠組壁工法構造用製材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には 1.25 を、その他の場合には 1.15 を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種群	区分	等級	基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
			F_c	F_t	F_b	F_s
DFir-L	甲種	特級	25.8	24.0	36.0	2.4
		一級	22.2	16.2	24.6	
		二級	19.2	15.0	21.6	
		三級	11.4	8.4	12.6	
	乙種	コンストラクション	21.6	11.4	16.2	
		スタンダード	17.4	6.6	9.6	
		ユーティリティ	11.4	3.0	4.2	
たて枠用たて継ぎ材		17.4	6.6	9.6		
Hem-Tam	甲種	特級	18.0	13.8	29.4	2.1
		一級	15.0	8.4	18.0	
		二級	12.6	6.6	13.8	
		三級	7.2	3.6	8.4	
	乙種	コンストラクション	14.4	4.8	10.2	
		スタンダード	11.4	3.0	5.4	
		ユーティリティ	7.2	1.2	3.0	
たて枠用たて継ぎ材		11.4	3.0	5.4		
Hem-Fir	甲種	特級	24.0	22.2	34.2	2.1
		一級	20.4	15.0	23.4	
		二級	18.6	12.6	20.4	

		三級	10.8	7.2	12.0	
	乙種	コンストラクション	19.8	9.6	15.6	
		スタンダード	16.8	5.4	9.0	
		ユーティリティ	10.8	2.4	4.2	
	たて枠用たて継ぎ材		16.8	5.4	9.0	
S-P-F 又は Spruce-Pine -Fir	甲種	特級	20.4	16.8	30.0	1.8
		一級	18.0	12.0	22.2	
		二級	17.4	11.4	21.6	
		三級	10.2	6.6	12.6	
	乙種	コンストラクション	18.6	8.4	16.2	
		スタンダード	15.6	4.8	9.0	
		ユーティリティ	10.2	2.4	4.2	
たて枠用たて継ぎ材		15.6	4.8	9.0		
W Cedar	甲種	特級	15.0	14.4	23.4	1.8
		一級	12.6	10.2	16.8	
		二級	10.2	10.2	16.2	
		三級	6.0	6.0	9.6	
	乙種	コンストラクション	11.4	7.2	12.0	
		スタンダード	9.0	4.2	6.6	
		ユーティリティ	6.0	1.8	3.6	
たて枠用たて継ぎ材		9.0	4.2	6.6		
SYP	甲種	特級	24.1	26.2	39.0	2.4
		一級	20.7	16.1	24.4	
		二級	18.7	11.9	18.5	
		三級	10.7	6.8	10.6	

	乙種	コンストラクション	19.9	8.9	13.9	
		スタンダード	16.5	5.0	7.8	
		ユーティリティ	10.7	2.3	3.7	
		たて枠用たて継ぎ材	16.5	5.0	7.8	
JS I	甲種	特級	24.9	20.6	33.6	2.1
		一級	21.1	14.1	23.7	
		二級	18.2	12.5	22.2	
		三級	10.6	7.3	12.9	
	乙種	コンストラクション	19.8	9.5	16.9	
		スタンダード	16.0	5.3	9.3	
		ユーティリティ	10.6	2.5	4.4	
	たて枠用たて継ぎ材	16.0	5.3	9.3		
JS II	甲種	特級	15.7	16.0	28.4	1.8
		一級	15.7	12.2	20.4	
		二級	15.7	12.2	19.5	
		三級	9.1	7.1	11.3	
	乙種	コンストラクション	15.7	9.3	14.8	
		スタンダード	13.8	5.1	8.2	
		ユーティリティ	9.1	2.4	3.9	
	たて枠用たて継ぎ材	13.8	5.1	8.2		
JS III	甲種	特級	20.9	16.9	22.5	2.1
		一級	18.3	11.3	16.1	
		二級	17.0	9.7	15.5	
		三級	9.8	5.7	9.0	
	乙種	コンストラクション	17.9	7.4	11.8	

	スタンダード	14.9	4.1	6.5
	ユーティリティ	9.8	1.9	3.1
	たて枠用たて継ぎ材	14.9	4.1	6.5

表二

寸法型式	応力の種類			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断
106 205 206 306 406	0.96	0.84	0.84	1.00
208 408	0.93	0.75	0.75	
210	0.91	0.68	0.68	
212	0.89	0.63	0.63	

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合する MSR 枠組材及び MSR たて継ぎ材 その MSR 等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあっては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には 1.15 を乗じた数値とすることができる。

MSR 等級	基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
	F_c	F_t	F_b	F_s
900Fb-0.6E 900Fb-1.0E 900Fb-1.2E	9.6	5.4	13.2	樹種群に応じ、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の基準強度による。
1200Fb-0.7E 1200Fb-0.8E 1200Fb-1.2E 1200Fb-1.5E				
1350Fb-1.3E 1350Fb-1.8E	13.8	11.4	19.8	
1450Fb-1.3E				
1500Fb-1.3E 1500Fb-1.4E 1500Fb-1.8E	15.6	13.2	22.2	

1650Fb-1.3E 1650Fb-1.4E 1650Fb-1.5E 1650Fb-1.8E	16.8	15.0	24.0
1800Fb-1.6E 1800Fb-2.1E	18.6	17.4	26.4
1950Fb-1.5E 1950Fb-1.7E	19.8	20.4	28.8
2100Fb-1.8E	21.6	23.4	30.6
2250Fb-1.6E 2250Fb-1.9E	22.8	25.8	33.0
2400Fb-1.7E 2400Fb-2.0E	24.6	28.2	34.8
2550Fb-2.1E	26.4	30.0	37.2
2700Fb-2.2E	27.6	31.2	39.6
2850Fb-2.3E	29.4	33.6	41.4
3000Fb-2.4E	30.6	34.8	43.8
3150Fb-2.5E	32.4	36.6	45.6
3300Fb-2.6E	35.4	38.4	48.0

五 無等級材(日本農林規格に定められていない木材をいう。) その樹種に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 Fb の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には 1.25 を、その他の場合には 1.15 を乗じた数値とすることができる。

樹種		基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
		Fc	Ft	Fb	Fs
針葉樹	あかまつ、くろまつ及びべいまつ	22.2	17.7	28.2	2.4
	からまつ、ひば、ひのき、べいひ及びべいひば	20.7	16.2	26.7	2.1
	つが及びべいつが	19.2	14.7	25.2	2.1

	もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、 すぎ、べいすぎ及びスプルース	17.7	13.5	22.2	1.8
広 葉 樹	かし	27.0	24.0	38.4	4.2
	くり、なら、ぶな、けやき	21.0	18.0	29.4	3.0

六 前各号に掲げる木材以外で、国土交通大臣が指定したもの その樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

附 則(平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1452 号)

この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日 建設省告示第 2465 号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日(平成 13 年 1 月 6 日)から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 27 日 国土交通省告示第 1524 号)

この告示は、平成 19 年 11 月 27 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 30 日 国土交通省告示第 816 号)

この告示は、公布の日から施工する。

附 則(平成 27 年 8 月 4 日 国土交通省告示第 910 号)

この告示は、公布の日から施工する。